

論文

「権利」をわかりやすく伝えることの難しさ

——日本における『わかりやすい障害者権利条約』の作成過程の一考察——

高 雅 郁*

1. はじめに

2006年12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(以下、CRPDとする)は、世界中で障害者の権利の大きな躍進として受け止められた。日本政府は2014年1月にCRPDを批准し、2020年には国連が日本の実施状況について審査することになる予定だが、新型コロナウイルスの世界蔓延に影響されて、日本の審査時期は予想のつかない状況である(石川 2020)。CRPDについては、これまで障害者当事者・運動団体などが活発に議論してきた。CRPDに関する出版物は多数刊行されているが、当事者の中でも特に知的障害者にその内容と「権利」という抽象的概念や法律条文をどのようにわかりやすく伝えるかという点については、まだ十分に検討されていない。

本稿では、2009年3月に知的障害者の親の会連合会「全日本手をつなぐ育成会」¹(以下、育成会とする)がCRPDの条文をわかりやすく訳した本『わかりやすい障害者の権利条約——知的障害のある人の権利のために』²(以下『わかりやすい権利条約』)に着目する。

初版が刊行された2009年当時、日本はCRPDを批准していなかったが、育成会はどのような経緯でこの本を作成したのか。国際法規である条約を日本国内の環境と状況に応じて、どのように工夫して知的障害者に伝えようとしたのか。CRPDでは「当事者参加」が強調されているが、それが『わかりやすい権利条約』の作成にどのように影響したのか。これらの問いに基づき、育成会による『わかりやすい権利条約』の作成過程を辿りながら、知的障害者に対して「権利」に関するわかりやすい情報を作る際にどのような工夫や配慮がなされたのか、そこでどのような問題が生じたのかを明らかにする。

1. 「情報格差」から「情報保障」へ

「情報弱者」とは非日本語話者のほかに、高齢者や障害者も含んでいる(松尾他 2013)。日本ではCRPD批准後2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、情報弱者とそうでない人たちの「情報格差」を減らすために、「情報保障」に関する合理的配慮が課題として注目されている。そこでは、「情報のユニバーサルデザイン」が謳われ、その一環として知的障害者の情報保障や言語権が検討されている(あべ 2015; 打浪 2018)。

いわゆる「知的障害者」は、認知能力や日常生活能力が低く、コミュニケーションに困難を持つ者として理解されている。「米国知的・発達障害協会(American Association on Intellectual and Developmental Disabilities, AAIDD)」は、18歳以前に発生し、知能指数(IQ)が75以下、また「概念的(conceptual)」、「社会的(social)」、「実用的(practical)」な三つの領域における適応行為に明らかに制限がある者を「知的障害者」と定義する³。障害の原因は社会の障壁のようなものであるという社会モデルの視点から見ると、知的障害者が一般的な情報を理解しにくいのは、認知能力が低いという個人因子だけでなく、適切な情報を提供できていない環境にもよると考えられる。

キーワード：わかりやすい情報、知的障害者、障害者権利条約、情報保障

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2017年度3年次転入学 公共領域

欧米では、情報を知的障害者のためにわかりやすく転換し、提供するという実践が長年行われている。カナダやイギリス、ニュージーランドなどでは、「わかりやすい情報 (easy-read information / plain text)」は、家族や支援団体から知的障害者のセルフ・アドボカシー (self-advocacy) を推進するための不可欠な手段であると指摘されている (名川他 2006; 打浪 2018)。1981年の国際障害者年から、障害者が社会に完全参加することを実現するために障害者の情報アクセスが権利として位置づけられた (打浪 2018)。CRPDでも障害種別を問わずに当事者が理解できるように情報のアクセスを保障すべきだと、平易な言葉 (plain language) が情報のバリアフリーの一つとして示されている。

2. わかりやすい情報づくり

平易な言葉を使う実践には、子ども向けの表現や非日本語話者に対する「やさしい日本語」の提供などがある。主に障害福祉や特殊教育分野における知的障害者への「わかりやすい」情報の提供は、「やさしい日本語」提供の実践とは別の流れとして進展したことが指摘されている (打浪 2018)。育成会は長年の経験に基づいて2015年に「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」を作成した。ガイドラインでは、知的障害者に向けて情報を書き換えるとき、(1) 内容を具体的に書く、(2) 複雑な表現を避ける、(3) 文の構成をはっきりさせる、(4) 表記は横書きを基本とする、(5) 漢字にルビをふる、などの注意点が提示された (打浪 2018)。

海外では、イギリスや国際的な組織で広く採用されるガイドラインがある。たとえばイギリスで知的障害の当事者が運営する団体「CHANGE」の『How to make information accessible: a guide to producing easy read documents』や、2009年に公表された欧州育成会連盟「Inclusion Europe」の『Information for All』である。どちらも情報を知的障害者にもわかりやすく伝えるため、どのように変換するのか明示している。CHANGEとInclusion Europeのガイドラインから、わかりやすい情報提供のための4つのポイントを抽出した。

- (1) 言葉について：平易な言葉を使う。
- (2) 句の構成について：長い句を区切り、なるべく短い句で表現する。
- (3) イラストについて：文字の理解を補佐するため、イラストや写真を適宜使用する。
- (4) 当事者参加：わかりやすい情報に変換する際、知的障害者が作業に参画することが重要である。どうすれば読みやすく、理解しやすいものができるかについては当事者である知的障害者が最もわかるからである。また、情報変換する途中や終了段階ではなく、作成段階の最初から参画する必要がある。どんな内容を、どのような形式でわかりやすく変換するか、知的障害者の意見を重視すべきである。

3. 翻訳・通訳の仕組みから考える

知的障害者向けのわかりやすい情報を作るとき、難解な言葉から平易な言葉への変換が基本作業となる。『わかりやすい権利条約』の作業では、同じ言語——日本語から日本語 (わかりやすい版) へ——の変換によって、わかりやすく伝わるかどうかはもちろん、CRPDの意味が正しく訳されたかどうかも重要なことである。わかりやすくする作業は、平易な言葉に置き換えることだけでなく、原文の意味を伝える「翻(通)訳」のプロセスでもあるのだ。

翻(通)訳の原則は、翻(通)訳者が異なる言語の変換の媒体として、個人感情や意見を加えずに原文の内容を中立的に再現することであり、逐語を直訳するのではなく自然で流暢な文言で原文の意味を伝えることであるとされる (Nida et al. 1969=1973; 飯田 2018)。しかし、「訳す」ことは原文を再構成するということであり、訳された受容言語には原文に対応する言葉がない事実もある (Nida et al. 1969=1973)。

飯田 (2018) は対人援助場面に生じるコミュニティ通訳を行う際に、通訳者は対象者 (社会排除されるコミュニケーション弱者) から、単なる通訳だけでなく、ある程度の支援も望まれており、完全に「中立」を守ることに葛藤が生じると言及した。また、法律用語や法律概念を翻訳する難しさも青木 (2000) によって指摘されている。

以上を踏まえ本稿では、『わかりやすい権利条約』の作成過程を、ある種の翻訳作業であると捉えて考察し、知的障害者に対してどのような工夫や配慮がなされたのか、そこでどのような困難が生じたのかを明らかにする。

II. 調査方法

本研究は資料分析とインタビュー調査の手法を用いる。

1. 資料分析

2009年に育成会が刊行した『わかりやすい権利条約』の作成過程における議事録や参考資料を分析する。

また、『わかりやすい権利条約』と、その作成の際に参考とされた川島聡と長瀬修によるCRPDの仮訳（2008.5.30日付）を比較・分析する。

2. インタビュー調査

『わかりやすい権利条約』作成に関わった4名に半構造化インタビューを実施した。編集者の長瀬修、条文内容をわかりやすく変換する作業に参加した遠藤美貴、条文とイラストや頁割などの編集作業に参加した久保田美也子、そして『わかりやすい権利条約』の作成作業を担当した育成会事務局員の袖山啓子である。インタビュー場所は、研究協力者が行きやすく安心して話せる場所を選び、京都、神奈川、東京で行った。実施時期は2019年5月と7月で、3時間以内で、各人に1回行った。久保田と袖山は二人同時にインタビューした。語られた内容を逐語録に纏めた。逐語録の引用は（氏名：頁数）と表記する。以下、インタビュー実施順に紹介する。

長瀬（男性、当時40代後半）は当時大学に勤めながら、育成会の国際活動委員長、また国際育成会連盟（Inclusion International）の理事、日本障害フォーラム（JDF）条約推進委員会副委員長も務めていた。CRPD採択前の国連特別審議会議に第1回から第8回まで出席した。『わかりやすい権利条約』を作成する以前、わかりやすい情報づくりの経験はなかった。

久保田（女性、当時60代前半）は、重度知的障害の息子を持つ母親である。当時ある地方の育成会会長だった。また、2003年までの6年間、全国の育成会機関誌『手をつなぐ』の編集委員であった。わかりやすい情報づくりの経験がなく、CRPDの内容も知らなかった。

袖山（女性、当時40代後半）も重度知的障害の息子を持つ母親である。当時、条文の書き換え作業段階の後半から編集段階にかけて、育成会事務局でこのプロジェクトの担当者の一だった。久保田と同時期に育成会機関誌の編集委員を務めていた。わかりやすい情報づくりの経験はなかったが、育成会事務局で働く前に、育成会の国際活動委員会の委員を2年間務めCRPDの内容に触れていた。

遠藤（女性、当時30代後半）は当時博士後期課程の院生で、知的障害者の自己決定について研究しながら当事者活動の支援にも関わっていた。CRPDの内容は詳しく知らなかったが、数名の知的障害者と東京都国立市の『地域保健福祉計画』をわかりやすく書き換える委員会に陪席者として参加した経験があった。

3. 倫理的配慮について

インタビューは「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い、研究目的、扱った情報の用途など研究倫理に関する説明を口頭と文書の両方でした上で、研究協力者の同意と同意書への署名を得て実施した。調査結果は許可を得て、全て実名で表記する。また、研究協力者以外に登場する関連人物の氏名は全て公開資料に掲載されており、実名で表記する。

III. 結果と考察 (1)

『わかりやすい権利条約』は、2007年8月から2008年12月にかけて作成された。以下、作成に至るきっかけの前段階から第1段階の「作業チーム」と第2段階の「編集委員会」の活動について詳細を明らかにし、考察する。

1. 前段階：作成の動機とチーム結成のきっかけ

『わかりやすい権利条約』を作る動機について、長瀬は国際育成会連盟のロバート・マーティンに影響を受けたと

述べている（長瀬：1）。

(1) 海外の知的障害者が国連で交渉する姿に刺激を受けた

ロバート・マーティン（Robert Martin）は2008年まで、国際育成会連盟の理事を12年間務めていた。1960年の国際育成会連盟創立以降、二人目の知的障害をもつ理事だった（長瀬 2016）。また彼は、2016年から2020年まで国連の障害者権利委員に選出された、ただ一人の知的障害をもつ委員である。CRPDの草案が国連総会で検討された当時、国際育成会連盟のアジア・太平洋地域の理事はマーティンと長瀬の二人だった。長瀬は身近な同僚のマーティンが会議で議論する姿を見て、日本の知的障害者にもCRPDをより広くわかりやすく伝えたいと考えるようになった（長瀬：1）。

それまで、育成会の各委員会に知的障害当事者の委員はほとんどいなかった。2004年「国際活動委員会」が立ち上がる際、委員長であった長瀬の要求で知的障害者が委員として加わるようになった。長瀬はCRPDを知的障害者にわかりやすく伝えることを、2007年に国際活動委員会に提案した。しかし、知的障害をもつ委員は当時多忙であり、協力が得られなかった。また、2007年度予算にはこの件が含まれておらず、提案は実現されなかった。

一方で長瀬は2006年10月に開催された「日本社会福祉学会全国大会」で講演し、CRPDを知的障害者にとってわかりやすいものにしたと訴えた。大会に出席していた遠藤は長瀬の講演に関心を持ち、地方自治体の福祉計画をわかりやすく作った経験がある知的障害者の紹介を提案した（長瀬：5；遠藤：2）。

(2) 研究プロジェクトとして、初対面の知的障害者と取り組んで始まった

CRPDでは「私たちの事を私たち抜きで決めないで（Nothing about us without us）」という「当事者参加」の理念が強調されている。その理念に従い、『わかりやすい権利条約』の作成に知的障害者の参画を望んでいた長瀬は、遠藤に依頼し東京都国立市でわかりやすい情報づくりの経験がある小林勇輔（男性、当時20代前半）の紹介をうけた。小林は軽度の知的障害をもつが日常的な会話は問題なく、支援者の付き添いなしに行動可能であった。小林は、国立市の『地域保健福祉計画』策定時に委員として参加し、同計画をわかりやすく書き換える作業にも携わった。この作業を通じて、小林は福祉サービスや制度について学び、政策立案とわかりやすい情報伝達について経験した（遠藤：2）。しかし、小林がそれまで携わってきた福祉計画とCRPDのような法規・条約とは異なる性質のものであった。小林は、この作業への参画を決めた時の心境を以下のように語る。

[...]「障害者の権利条約」って日常ではあまり使わないじゃないですか。[...] 声をかけられたときに、[...] 権利のことはまったくノータッチだったので、だからそれでできるかなというのがありました。[...] やはりそういうのって自分も知っていなきゃいけないし、もし他の人が知らなかったら他の人も教えられるではないですか。そういう意味で、新たなチャレンジというか、やってみようかなと思って引受けさせてもらいました。（小林他 2009：9）

小林は知らない分野への参画に躊躇したが、「権利」という抽象的な概念と自らの活動を結びつけたいと考え、また他人にもCRPDの概念を伝えたいと思い挑戦することにした。

当時、遠藤は小林と面識があったが、直接に支援者と被支援者の関係ではなかった。『わかりやすい権利条約』を作成するには、当事者（小林）と支援者（遠藤）の支援関係となった。二人はそれぞれの立場から作業に関わることになった。

2. 第1段階：作業チーム

小林（当事者）、遠藤（支援者）、長瀬（研究者）というメンバーが決まり、2007年8月に三人は「わかりやすいけんりじょうやくづくりいいんかい」（議事録 2007.8.4）という仮称の「作業チーム」として集まった。会議は長瀬が所属していた大学で行い、必要な経費は研究費から支出した。しかし、CRPDの原文は英文であり、当時日本政府の和訳はまだ公開されていなかったため⁴、メンバー全員がCRPDを詳しく理解しているわけではなかった。また、

条約をわかりやすくする前例もなかったため、作業の進め方が問題となった。

(1) CRPD について理解を深める

『わかりやすい権利条約』を作成するにあたり、まずチーム全員が CRPD はどういうものを理解する必要がある。初回の会議で長瀬が、CRPD の背景と条約の法としての位置づけ、日本への影響、障害者との関連などを説明した。そして長瀬と川島聡(当時の育成会の国際活動委員)で和訳した仮訳を資料とし、CRPD の存在意義である第1条「目的」を解釈、説明した。しかし、この「仮訳も結構難しい」(遠藤:9)のものであった。仮訳の第1条は以下である。

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。

仮訳は専門用語が多く、わかりやすいものとはいえなかった。条文をわかりやすくするために、特定の用語の意味をチーム全員で理解しなければならない。長瀬が『『ディスアビリティ (disability)』と『インペアメント (impairment)』の違い』(遠藤:8)などを説明した(議事録 2007.8.4)。

全員が CRPD の概要を理解した段階で、次は作業の進め方や資金などが問題となった。研究プロジェクトとして始まったが「やっぱりお金必要なので」(遠藤:8)、完成までの支援が必要であった。また、小林は平日に働いていたので週末しか参加できなかったが、作業に使用していた大学の会場は週末の使用制限があった。当時、この作業プロジェクトは育成会と「直接関係ない」(久保田・袖山:11 = 袖山)のものであったが、資金や人材の面で育成会にサポートを求め続けていた(議事録 2007.8.4)。

(2) 「宿題」として各自が翻訳

次に、書き換え作業の進め方が問題となった。最初に採用された方法は、説明した条文の書き換えを全員が「宿題」として持ち帰り、次回に他のメンバーに示すというものであった。「3人で突き合わせて、『この表現いいね』とか、『これ難しいね』とかいうのを長瀬さんがまとめ」(遠藤:7)というように、会議で議論しながら各条文の表現を決めていった。2009年に刊行された『わかりやすい権利条約』の第1条は以下のようになった。

この条約は、障害のあるすべての人の権利を守り、その人らしさを大切にすることをめざします。「障害があってもなくても同じ大切な人間」と、社会のすべての人がわかるようにすることが、この条約の目的です。

障害のある人が暮らしにくいのは、社会にバリアがあるからです。バリアをなくさなければなりません。

仮訳より、文字数が減り使われた言葉、表現も平易でわかりやすくなっている。そして、CRPD の最も重要な核となる概念の「人権」は「障害があってもなくても同じ大切な人間」という言葉とし、障害に関わらず皆が人間として尊重されることを強調した。更に、簡単な言葉で社会のバリアをなくすことが重要であるという社会モデルの理念も伝えていた。

(3) 多様な視点を加え、生活に関連が高い条文から作業に入った

当時日本の大学院に留学していた韓国の李美貞(イ・ミチョン)が3回目の会議からメンバーとして参加した。李は、育成会が韓国の知的障害者の親の会と交流した際に通訳者として関わった。そこで長瀬と知り合い、『わかりやすい権利条約』の作業に関心を持ちチームに入った。李の参加によって、知的障害の当事者の視点以外に「日本語を学んでいる外国の人にもわかりやすい」(育成会 2009:49)という異なる視点が加わった。

CRPD の条文はどのような順番で訳されていったのか。それは第1条から順番ではなかった。第3回の議事録

(2007.9.29) に「今日の作業：第 19 条をわかりやすくした」とある。なぜ条文の順番通りではなく第 1 条の次に第 19 条を訳したのか。そこには何の配慮があったのか。川島・長瀬の仮訳では、第 19 条のタイトルは「自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン」とされ、地域生活についての内容であった。遠藤が、「彼（小林）は、〔…〕地域で暮らしていた。〔…〕難しいことよりは、わかりやすいところからってところで〔…〕勇輔さんが関心があったり、イメージしやすいこと」（遠藤：9）と述べているように、地域で暮らす小林に第 19 条が理解しやすいということで、他の条文よりも先に翻訳することになった。その後も「長瀬さんがいくつか選択肢を出して〔…〕『こん中からどれを先しますか』って」（遠藤：9）のように「みんなにわかりやすいものを作るというスタンスで、24 条（教育）、27 条（仕事）、23 条、30 条などわかりやすいところから進める」という方針がとられた（議事録 2007.9.29）。こうして、日常生活と関連が深く作業しやすい可能性が高い条文を選び、メンバーの同意を得ながら作業を進めた。

(4) スクリーンに映し、メンバー全員が対等な関係で検討しあう

また、メンバー全員が「宿題」として、わかりやすく翻訳したものを会議に持ち寄る方法は、3 回目の会議から別の方法に変わった。「今回からスクリーンにうつす、みんなで確認しながら作業を進める」（議事録 2007.9.29）こととなり、各自で訳した条文を紙で配るのではなく、スクリーンに同時に映し、全員でそれを見ながら議論し即時に修正するという方法になった。遠藤によると、その方法の提案者は小林であった。

〔…〕その場で目で見て、「やっぱりこの文章難しい」とか、「ここの文章わかりづらい」とかが、そのほうが自分が気がつきやすいので、できればそういうふうにしてもらえるといい。それは『わかりやすい（地域保健福祉）計画』の時に〔…〕時々そういう方法を取り入れていたんですね。あれがとてもわかりやすかったので、〔…〕勇輔さんのほうから「ぜひそうしてほしい」ということで取り入れたのが、パソコンで言われたことその場でパッと打ち込んで、そこで文字化していくっていう。（遠藤：15-14）

小林は『地域保健福祉計画』での経験から、こうした方法が有効なことを知っていた。元々遠藤は支援者としてプロジェクトに入ったが、会議外の宿題をする時に小林の支援はしておらず、小林がわからないところにすぐに返答したりすることができなかった。けれど、スクリーンに映す方法に変更すると、会議で小林がわからない時すぐにサポートできる。知的障害者の主体的な意思表示を支える場面に、支援者は自らの意見を出さないという規則がある。例えば、「国立市の計画をわかりやすくするプロセスは、『支援者に徹する』っていうルール」があったと遠藤は述べる（遠藤：11）。遠藤は『わかりやすい権利条約』の作業を振り返るとき、「こちらは『支援者だから』とか、『当事者だから』みたいなのはあまりなく、対等に一緒に、それこそ長瀬さんも含めね、一緒にやりながら、だけど『ここわからない』とか『ここを説明してほしい』って言われたら、その時に説明をするっていう」感じだったという（遠藤：12）。遠藤は「支援者」と「作業チームメンバー」を同時に担っており、議論のなかで小林を支援しながら自らの意見も言える状況であった。「支援者」「当事者」の区別がなく、メンバー全員が対等な関係で互いに支え合うことは、この作業の重要なポイントであった。

(5) 育成会の事業に変更し、当事者オブザーバーの参加と学習会を行い、より広い当事者の視点が入った

2007 年 10 月から育成会は民間の財団の補助金を受けることが確定した。育成会が援助することとなり、2008 年 1 月から『わかりやすい権利条約』の作成は育成会国際活動委員会の特定事業小委員会の活動に位置づけられた。毎回、複数の知的障害者が「ボランティア応援団（オブザーバー）」として参加し、小林と異なる当事者の視点から意見を提供した。なお、それまでは一つの条文ごとに作業したが、育成会が関わるようになってから会議の長さが半日から一日に伸ばされ、一回の会議で 4～5 条、最大 7 条の条文を書き換える作業が可能になった。育成会が関わる以前に 6 回の会議と、育成会の小委員会に位置づけられてから 2008 年 6 月までに 19 回の会議が行われた。

育成会の事業として始まってすぐ、育成会が「学習会」を開くことを提案した。学習会では「障害者権利条約ってなんなのか」、「どうして作ることになったのか」、「どんなものなのか」という三つの主題について、より多くの

知的障害者とともに学んだ（議事録 2008.1.13）。作業チーム会議で学習会の進行方法を検討し、オブザーバーにも役割を担ってもらったこととなった。2008年3月に東京で学習会を行った。学習会では、育成会がその時点の『わかりやすい権利条約』の草稿を参加者に配布した。さらに、よりわかりやすく伝えるため、三つの条文を選んで、作業チームとオブザーバーが寸劇で CRPD と知的障害者の関連性について説明した。例えば寸劇の一つは「良いヘルパーと悪いヘルパー」というもので、ヘルパー役は障害者の個人情報をもどのように扱うかを演じ、第 22 条の「プライバシーが守られること」⁵を説明した。ほかに第 23 条「結婚、子どもをつくること、家族」、第 27 条「仕事」が取り上げられた。どれも実際に知的障害者が経験したことであった。学習会の記録（2008.03）と久保田（2008）の記事によると、寸劇を通して知的障害者は CRPD と自分との関連、自分にはどんな権利があるかということを理解した。質疑応答で挙げられたわかりにくい部分などについて、草稿を修正していくことになった。

第 1 段階の作業を振り返ると、当初、作業チームの当事者は小林一人だった。小林の提案で、スクリーンに映しながら話し合うことにより、作業がより順調に行えることとなった。また、作業段階の後半からは新たな当事者がオブザーバーとして参加し、学習会に参加した知的障害者らも CRPD をわかりやすく翻訳する作業に大きく関わった。作業チームは「支援者」「当事者」に区別されることなく、全員が「作業チームメンバー」として意見を出し合いながら議論する「対等」な関係だった。このことは、わかりやすい情報づくり作業に欠かせないポイントである。

3. 第 2 段階：編集委員会

(1) 作業チームと異なるメンバー

CRPD のわかりやすい翻訳草案が完成した後、本格的な編集作業が開始された。編集作業では作業チームとは異なる視点からチェックするため、長瀬の他は作業チーム以外のメンバーで「編集委員会」が組織された。編集委員は育成会と繋がりがある知的障害者の奈良崎真弓（女性、当時 30 代前半）と知的障害の子どもをもつ久保田と赤津保子、国際活動委員の山崎裕美子、長瀬の 5 人であった。ただしこのメンバーは、編集段階から加わったというわけではなかった。奈良崎は 2008 年 1 月から作業会議にオブザーバーとして何度も出席し、学習会では長瀬と共に司会を担当した。また、久保田も学習会に「相談員」役として関わっていた。

編集委員会は、翻訳全体を精査し、文字とイラストの組み合わせの検討、頁割などを行った。わかりやすい情報作成の経験がなかった編集委員たちは編集の際に漢字にルビを振り、イラストも付加した。どんな資料を参考にしたのかと質問したところ、「何も使ってません」と長瀬は答えた（長瀬：29）。

長瀬はまた「イラストの印象がものすごく強いでしょう」とも述べる（長瀬：19）。『わかりやすい権利条約』にインパクトを強く与えるイラストは、育成会の会員である後藤真由美が描いた。ただし、知的障害の委員である奈良崎から、「イラストが多すぎるとわかりづらい」（長瀬：15）との指摘があり、イラストを減らした。

(2) 「学ぶ」のではなく、ともに「勉強」する

編集委員の中で、ただ一人の当事者である奈良崎は、どのような役割を担ったのだろうか。

[...] 例えば 24 条の「勉強と学校」。(最初は)「勉強する」じゃなくて [...]「学ぶ」とか、柔らかい表現の方がわかりやすいんじゃないかなと思ってたら、「そうじゃない」と。「みんなが普通に使う言葉は私たちも一緒に覚えたい」と [...] 勝手に考えて、こういう言葉の方がわかりやすいっていうことはない。「『勉強』は『勉強』だし、『障害者権利条約』は『障害者権利条約』だ」と。そういうふうに(奈良崎さんから)言われたので、使われてる言葉はなるべく普通のままで入れよう、というふうにしました。それは非常に新鮮でした。(長瀬：16)

第 24 条の翻訳草案には「私たちには学ぶ権利があります」と書かれていた（議事録 2007.10.6）。奈良崎の指摘を受けて、出版された『わかりやすい権利条約』では「私たちには、勉強する権利があります」と変更された。

知的障害者にとっての「わかりやすい言葉」とはいったいどんな言葉なのか。知的障害者に向けた情報は、事前に周りの人が判断し、言葉を選別し伝えられる。しかし、当事者にとっては「みんなが普通に使う言葉は私たちも

一緒に覚えたい」という願いがあった。知的障害者に伝えられる情報において、その言葉や内容などが事前に第三者によって選別されるということは、知的障害者にとって情報が公平に伝わらないという状況が生じることである。奈良崎の発言は、障害者の権利に関する法の文言をわかりやすくする作業で、知的障害者の「当事者参加」に大きな意味があることを示唆している。

こうして2008年12月までに14回の編集会議が行われ、17か月間かけて、『わかりやすい権利条約』が完成した。作成過程全体を通して、わかりやすくする作業の工夫には、知的障害者の意見が欠かせないものだったことがわかる。編集段階で知的障害者がイラストの表示や言葉使いなどを提案し、当事者の参画が実践されていたといえる。翻訳全体を点検することは編集委員の役割とは言っても、前段階の作業に加わった他の当事者らも含めて決定した言葉について、編集段階で一人の当事者の意見により変更することについては、当事者の意見の中で何が優先されるべきかという問題も生じる。こういった点で、情報をわかりやすくする工夫の難しさが明らかになったといえる。

IV. 結果と考察 (2)

本節では、『わかりやすい権利条約』の作成過程から四つの論点を更に考察する。

1. 翻訳への当事者の主体的参加

I.3. で述べたとおり、わかりやすく訳す作業は、平易な言葉に置き換えることだけでなく、原文の意味を伝える「(通)訳」のプロセスでもある。更に、佐藤(2011)はアイヌ研究者の知里真志保がアイヌ神謡を日本語に訳したことを例に、「高度に可視的な翻訳の形態として」原文の概念そのものを言い換えるだけではなく、「翻訳者の主体位置を見せつけ、翻訳者の透明性や中立な記述という幻想に対抗して、逆に翻訳の物語に語り手としての訳者の声を導入し、従って翻訳に明白な観点を与えて、それを武装する」と述べる(佐藤2011:183)。

『わかりやすい権利条約』作成時にも、翻訳に知的障害当事者が加わることにより、障害者が主体性を持ち、単に平易な言葉で伝えるというのではなく、当事者としてのわかりやすさを明確に伝えるということがなされた。知的障害者を含め「翻訳者」の立場でもあるメンバーは、各自の解釈を導入しながら、異なる立場のメンバーの主体性を尊重しつつ対等な関係を築いていた。それは従来の主流であった障害者観に対抗する姿を見せることにもつながっただろう。

2. 「障害者の主張」と「国の責任」の両方を記す

CRPDは批准国に国内の社会的かつ物理的な環境を改善し、障害者の人権を向上させ、定期的に国連に現状と進展の報告を義務づけている。批准した国は責任を負う。しかし、「国の責任」という抽象的な言葉を、日本の状況に応じて、いかにわかりやすく知的障害者に伝えるのかという問題に直面した。条約の位置づけの翻訳について、「国がまもるべき約束として」、或いは「障害をもつ人の主張として」のどちらにするかという課題が提起された(議事録2007.9.2)。当時の議論は議事録に残されておらず、インタビューからも解明できなかったが、「『障害をもつ人の主張として』にする」という記録がある(議事録2007.9.29)。「国の責任」より「障害者の主張」の視点を強調したことが推測される。『わかりやすい権利条約』の冒頭で、「『障害者権利条約』は、私たちのための条約です」と明記された。また、各条文の冒頭は「私たち」という主語から始まるものが多い。「国の責任」から「私たちの権利」に転換すると、読者の誰にでも関わりがあるように読むことが可能になる。

しかし、「国の責任」と「障害者の主張」は同じものを示すわけではない。袖山の語りを見ても。

[...]「差別されない(よう)にする」のは誰の責任なのか？ [...]「(権利を)守る」のは誰の責任なのか？ [...]自分で守れないし。「やっぱりちゃんと国の責任なんだよね」[...]「障害のある人もない人も、みんな同じ権利があります」っていうのは事実じゃない？ [...]国が差別を禁止するし、国が合理的な配慮をする、みたいなところだよね。だからやっぱり、[...]国がしなければいけない責任。(久保田・袖山:63 = 袖山)

『わかりやすい権利条約』で読者に伝えたい核となるものが、障害者が健常者と平等に権利を持つことであった。CRPDは批准国の義務と責任を強調するもので、それを「私たちに権利がある」ことに変換し、すべて「私たち」という主語で表すと、逆に「障害者の個人責任」の強化に繋がる。それは、「個人モデル」が潜むことである。読者に誤解されないよう、編集委員会では「障害者の主張」と「国の責任」の両方を述べるために、「私たち（に）は」と「国は」と二つの主語を明確に示すことがなされた。

具体的に、生活に関連も高い第27条「仕事」を例にしてみる。川島と長瀬の仮訳のタイトルは「労働及び雇用」。条文内容の一部を取り上げる。

- 1 締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置（立法措置を含む。）をとることにより、障害のある人（雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。）のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する。
 - (a) あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
 - (e) 労働市場における障害のある人の雇用機会及び昇進を促進すること。また、障害のある人が職業を求め、それに就き、それを継続し及びそれに復帰する際の支援を促進すること。

対照的に、『わかりやすい権利条約』では以下のとおり書き換えられた。

1. 私たちには、働く権利があります。
2. 私たちには、いろいろな人と一緒に働く権利があります。
3. 私たちには、命令されてではなく、自分で自由に仕事を選ぶ権利があります。
4. 私たちには、自分が働きやすい場所で働く権利があります。
5. 私たちには、働くことで、生活できるだけの給料をもらう権利があります。

国は、

1. どんな場所（会社や作業所、授産施設）でも、仕事についての差別を禁止します。仕事についての差別とは、障害があるという理由で、応募できなかつたり、就職試験で落とされたり、給料が安かつたり、やめさせられたりすることです。
5. 私たちが、普通の会社で仕事ができるようにします。病気や妊娠をしたとき、休暇がもらえて、仕事が続けられるようにします。仕事を続けるための支援を受けられるようにします。

まず、障害者にはどんな権利があるかということを提示する。次に、国の責任と分けて表現する。どんな職場でも障害者が差別されない権利を持つが、差別禁止は障害者個人がするべきことではなく国の責任である。また、障害者が他人と同じ労働権利により就職でき、一緒にインクルーシブな環境で働く権利を持つことを示す。しかし、こうした環境は障害者個人には作れず、就職のために必要な支援も国が提供すべきものである。

ドイツの思想家ベンヤミンは「翻訳者は自国語を外国語によって拡大し深めなければならない」（ベンヤミン1996:409）と「翻訳者の使命」を提示した。『わかりやすい権利条約』の作成に関わる人たちは、『障害者権利条約』の原文に締約国の義務と責任をより一層深めて知的障害者に伝えるため、障害者がどういう権利を持つかということを明瞭に掲示した。更に、すべて個人責任として負わずに、国の責任と個人の権利を適切に分けて表示する。こういう工夫はベンヤミンの提示にも呼応するものだろう。

3. イラストの功罪

『わかりやすい権利条約』でイラストが文字より目につきやすく、わかりやすいものとして取り入れられた。しかし、

奈良崎は、イラストが多すぎると視点が分散され、わかりやすく伝えつつもりが逆効果となると指摘した。

イラストに関する事例をもう一つ挙げる。第24条「勉強と学校」の条文に、教室に生徒4人と教師1人がいるイラストが付いている。4人の生徒は2列に座って教科書を読んでおり、教師が1人の顔を覗きこんでいる、「みんなと一緒に勉強している」、「教師が生徒を配慮している」といったインクルージョンと合理的配慮のイメージに見える。『わかりやすい権利条約』刊行後、オブザーバーの知的障害者の一人のイラストに対する反応を、久保田が覚えていた。それは「先生優しいようなこと言ってるけど、自分はいつもこう（いうふう）に仲間（から）はずれにされてた」というものであり、当人はこの絵を見ると自分の学校時代を思い出してしまい「このページだけは開けないようにしてた」というものである（久保田・袖山：22＝久保田）。

このエピソードからこの絵は、教師がずっと知的障害者の傍に立っている緊張感と特別に扱っている雰囲気を読み手に伝えるものでもあることがわかる。「配慮」と「排除」の境界線はイラストでもわかりにくく、異なる解釈につながってしまうこともある。

4. わかりやすくされたものと親の会の事業との矛盾

作業チームは、第1条の次に第19条を翻訳した。それは知的障害のある小林が理解しやすいという配慮であると同時に、長瀬の提案でもあった。その理由は、「第19条は、障害者の権利条約の本質の端的に表している条項である（ママ）」（崔 2007：58）からであり、第19条の「最も重要な意義は、障害者の権利の主体とし、『条約』という法的拘束力を持つ文章でその権利を明確に規定したことになる」（崔 2007：58）からだろう。

第19条は「自立生活条項であり脱施設条項ともいえる」（崔 2007：60）のものであり、誰とどこで暮らすかを選ぶ権利があること、地域生活のために支援が必要であること、つまり、すべての人が地域で暮らす権利を表している。

そのため、作業チームは川島・長瀬が訳した「自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン」というタイトルを、「町のなかで自分らしく生きること」に置き換えた。

ただし、2009年の初版で本条約のタイトルは「病院や施設ではなく、町のなかで自分らしく生きること」となっている。世界的潮流である脱施設化と地域生活の思想を導入し、知的障害者には地域生活の権利と選択肢があることを伝えるため「病院や施設ではなく」という言葉が加えられた。そして、「私たちは、どこでだれと一緒に暮らすのか、自分で選ぶことができます。私たちは、入所施設で暮らすことを、命令されることはありません」という説明も入った。しかし、第2刷で19条のタイトルはまた変更される。この背景を、袖山は「育成会の会合で保護者から意見があったことを、常務から聞いた」と述べる。

知的障害の子をもつ親たちが1952年に設立した育成会は、制度やサービスなどがまだ整備されていなかった当時、知的障害者を収容する入所施設を求める活動を行った。やがて、徐々に各地の育成会が自ら開設・運営する入所施設も増えてきた。こうした活動を担ってきた親たちの反応により、『わかりやすい権利条約』第2刷以降の第19条のタイトルでは「病院や施設ではなく」という文字が削除されている。

わかりやすく伝えるために言葉を足したり変えたりすることは必要であり、有効なこととして認められるべきだろう。しかし、そこでの変更には許容される「幅」があり、その幅の中で、関係者の利害や思惑が入ってくるということでもある。とすると、それをどのように扱うのかという問題が生じるのである。

V. まとめ

本稿では、2009年に刊行された『わかりやすい権利条約』の作成過程を明らかにし、わかりやすい情報づくりについてなされた工夫とそこに現われた問題・困難について検討した。

第一に、わかりやすい情報づくりのガイドラインでも強調されている「当事者参加」の意義が明らかにされた。『わかりやすい権利条約』の作業においても、その開始時から複数の様々な知的障害者が参加し、意見を提供し関わった。最も重要なのは、専門家などが先に翻訳したものを知的障害者が点検するという体制ではなく、知的障害者や専門家の各メンバーが、それぞれの立場から全員が対等であるという前提に立ち、ときには知的障害者への配慮をしながら作業を進めていったことである。

そのことによって、情報をわかりやすく伝えようとする工夫が、非障害者側の期待通りの効果を生まないことが明らかになることがあった。文字をイラストに替えるとわかりやすくなると思われたのだが、読み手の視点や経験からさまざまな解釈され、作成意図と逆効果を生じる可能性もあることが当事者によって示されたのである。

第二に、わかりやすく訳す作業が、たんなる語句の変換に留まらず、文章の構造そのものの再考に繋がったことがあった。『わかりやすい権利条約』では、障害者は健常者と同等の権利があることを読者に伝えるため、CRPD原文で批准国の責任として規定しているものを、障害者の権利に変更し、「私たちは」と障害者を主語にした。しかし、すべてを障害者の権利に変更すると、今度は逆に障害者個人が責任を負う意味となり、原文と大きく異なってしまう。そこで、誤解されることがないように、障害者が主張すべき部分と国が背負うべき責任をはっきり分け、『わかりやすい権利条約』の主語として「私たちは」と「国は」とを並列させるという工夫がなされた。こうした工夫により、CRPDのもつ意味をより深く理解し、それを伝えることが可能となった。

第三に、正確さが最も重視される通常の翻訳と異なり、また民間の活動としてこの作業がなされたことによって、その組織の意向・事情が入り込むことのあったことがわかった。すなわち、自立生活・脱施設を志向する第19条について、脱施設を明示することは刊行元の育成会の事業と矛盾が生じるために、刊行された版はその部分を記すことがなかったのである。

『わかりやすい権利条約』の作成過程の分析結果は、知的障害者へ真にわかりやすく伝えることは、当事者を主体とした新たな言葉、意味の創出作業を経てはじめて可能になる困難な作業であることを示している。

今後は、当事者の実経験を解明することが課題である。本稿ではCRPDを翻訳した『わかりやすい権利条約』の作成過程を明らかにしたが、知的障害者自身が当時を振り返るといふ視点が欠けている。また、本稿でも見てきたように、情報弱者である知的障害者はわかりやすい情報を獲得するために時間がかかり、法的な情報格差の課題もある。今後は知的障害者が適切な法的情報を獲得するのに、時間差という環境因子による困難をどのように乗り越えていくのかを検討することが重要である。

【注】

- 1 「全日本手をつなぐ育成会」は2014年に社会福祉法人を返上した。同年6月から全国55の知的障害者の親の会の任意団体として発足し、「全国手をつなぐ育成会連合会」と改名し、2020年4月に一般社団法人格を取得し、活動している。
- 2 2019年9月に伏流社から出版（再版）されている。
- 3 <https://www.aaid.org/intellectual-disability/definition>（最終閲覧：2020年12月3日）
- 4 日本政府の公定和訳版「障害者の権利に関する条約」は2014年1月に公開された。
- 5 ここは『わかりやすい権利条約』の条文のタイトルを引用する。同じ段落の第23条と第27条も同じく、『わかりやすい権利条約』の条文のタイトルを引用する。以下同様。

【参考文献】

- 青木人志, 2000, 「法律概念を翻訳する難しさ: < tentative > と『未遂』」『一橋論叢』124 (4): 495 - 505.
- あべやすし, 2015, 『言葉のバリアフリー——情報保障とコミュニケーションの障害学』生活書院.
- 石川准, 2020, 「障害者権利委員会の近年の活動状況と構想的課題」JDF 全国フォーラム, 2020年12月7日 Zoom 開催.
- ヴァルター・ベンヤミン, 1996, 「翻訳者の使命」浅井健次郎 (編訳)・三宅晶子・久保哲司・内村博信・西村龍一 (訳)『ベンヤミン・コレクション2——エッセイの思想』筑摩書房, 387 - 411.
- 飯田奈美子, 2018, 『対人援助における通訳者の倫理——公正なコミュニケーションに向けて』晃洋書房.
- 打浪文子, 2018, 『知的障害のある人たちと「ことば」——「わかりやすさ」と情報保障・合理的配慮』生活書院.
- 川島聡・長瀬修, 2008, 「障害のある人の権利に関する条約とその選択議定書仮訳」長瀬修・東俊裕・川島聡 (編)『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, 207 - 297.
- 久保田美也子, 2008, 「わかりやすい条約学習会——障害者の権利条約を知ろう」『手をつなぐ』627: 34 - 35.
- 小林勇輔・奈良崎真弓・李美貞・遠藤美貴・長瀬修・石毛鏡子, 2009, 「すべての人にとってわかりやすいとは——『わかりやすい障害者の権利条約』ができるまで」『福祉労働』123: 8 - 27.

- 崔榮繁, 2007, 「地域生活が権利に——パラダイム・シフト条項としての自立生活条項 (第十九条)」『福祉労働』117: 58 - 67.
- 佐藤=ロスベアグ・ナナ, 2011, 『文化を翻訳する——知里真志保のアイヌ神謡訳における創造』サッポロ堂書店.
- 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会, 2009, 『わかりやすい障害者の権利条約——知的障害のある人の権利のために』中央法規出版社.
- 名川勝 (編), 2006, 『「わかりやすい表現」(plain text) 活動・研究の現状と方向性』独立行政法人福祉医療機構 (高齢者・障害者福祉基金) 助成 2005 年度「グループホーム支援方策推進事業」報告書, 97 - 107.
- 長瀬修, 2016, 「解説 私の知らないロバート・マーティン」John McRae, 2014, *Becoming a Person: The biography of Robert Martin*, New Zealand: Craig Potton. (長瀬修監訳・古畑正孝訳, 2016, 『世界を変える知的障害者ロバート・マーティンの軌跡』現代書館.)
- Nida, Eugene A. and Charles Russell Taber, 1969, *The Theory and Practice of Translation*, Leiden: E.J. Brill. (沢登春仁・升川潔訳, 1973, 『翻訳——理論と実際』研究社.)
- 松尾慎・菊池哲佳・Morris, J. F.・松崎丈・打浪 (古賀) 文子・あべやすし・岩田一成・布尾勝一郎・高嶋由布子・岡典栄・手島利恵・森本郁代, 2013, 「社会参加のための情報保障と『わかりやすい日本語』——外国人, ろう者・難聴者, 知的障害者への情報保障の個別課題と共通性」『社会言語学』16 (1): 22 - 38.

Difficulties in Giving Readable Explanations to Persons with Intellectual Disabilities: A Case Study of the Bookmaking Process of *Japanese Easy-to-Read Version of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*

KAO Eunice Ya-Yu

Abstract:

This paper examines how ways contrived to impart the concept of 'rights' to persons with intellectual disabilities (ID), as well as the problems aroused afterwards. The examination focuses on the process of making *Japanese Easy-to-Read Version of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, published in 2009 by Inclusion Japan, a parents' association for persons with ID. The method is based on documents related to their meetings and interviews to participants in the making process. The result shows four parts. First, importance of participation by persons with ID and its impacts during the making process. Second, contrivance of writing both of 'the claim of people with disabilities' and 'national responsibility' when transforming the articles that indicated the responsibility of the state to convey persons with disabilities as subjects with rights. Third, the book illustrations intended to be clear and supportive but ended up confusing the reader. Fourth, concern of a particular part of the publication that unveiled contradictions within the publisher's activities. This paper concludes that communicating new information to persons with ID in an easy-to-understand manner is a difficulty. It can only be achieved through the creation of new words and meanings led by the parties concerned.

Keywords: Easy-to-Read information, persons with intellectual disabilities, The United Nation Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD), Information accessibility

「権利」をわかりやすく伝えることの難しさ ——日本における『わかりやすい障害者権利条約』の作成過程の一考察——

高 雅 郁

要旨:

本稿は、「権利」という抽象概念を知的障害者に伝えるための工夫のあり方、そこに生じる問題について明らかにする。全日本手をつなぐ育成会が2009年に出版した『わかりやすい障害者の権利条約——知的障害のある人の権利のために』の作成過程に着目し、資料分析とインタビューにより「障害者権利条約 (CRPD)」がどのように変換されたのかを分析した。そして作成過程への当事者参加の重要性、その効果を明らかにした。また、国の責任が規定された条文では、障害者が権利を持つ主体性を伝えるため、「障害者の主張」と「国の責任」を併記する工夫や、内容を補佐するイラストは逆効果になりうること、更に、わかりやすくされたものと刊行元の事業との齟齬に配慮する必要があったことなどを明らかにした。知的障害者へ真にわかりやすく伝えることは、当事者を主体とした新たな言葉、意味の創出作業を経てはじめて可能になる困難な作業であることを示した。

